

セキュリティトークン市場に係る

売買取引の停止に係る方針

第1条 目的

この方針は、当社が運営するセキュリティトークンの私設取引システム（以下、「**START**」という。）における売買取引の停止措置について実施基準を定め、取引の公正性および透明性を高めるとともに、取引の安全と投資家の信頼を確保することを目的として定める。

第2条 措置実施事由

- 1 当社は、次に掲げる事由が発生した場合には、**START** における売買取引を停止することができる。
 - (1) 次に掲げる情報の中で、当社が「重要情報」と判断する情報が公表された場合
 - イ 当社が運営する **START-NET**（当社が取り扱うセキュリティトークンに係る適時の情報提供情報の閲覧サービス）により発行者または運用会社等の重要関係者（以下、「発行者等」という。）が適時の情報提供を行った情報または「セキュリティトークン取扱規程」第 22 条第 2 項に則り当社が発行者等に対して照会を行い、発行者等から提供された情報
 - ロ メディア等により報道または公表された個別銘柄または発行者等の情報
 - (2) **START** の稼動に支障が生じた場合等において売買取引を継続するのが適当でないと当社が認める場合
 - (3) 天災地変、政変、ストライキ、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる理由により、取引の注文および約定の執行、金銭および有価証券の授受等が遅延しまたは不能となった場合
 - (4) その他取引の公正性確保のため当社が必要と認めた場合
- 2 前項第 1 号の「重要情報」とは、「セキュリティトークン取扱規程」第 18 条に掲げる事項のうち、当社が「有価証券の投資判断に重要な影響を与える発行者等の業務、その運営または業績等に関する情報」判断する情報とする。

第3条 売買の再開

前条第 1 項に掲げる事由により売買停止を行った場合の売買の再開は、「セキュリティトークン取引に係る業務規程施行規則」第 10 条の規定に則りこれを行う。ただし、当社として売買停止を継続することが市場管理の観点から適切と判断する場合は、売買停止の措置を

継続することも認められる。

第4条 売買停止銘柄の情報開示

START における売買停止銘柄の情報については、取引参加証券会社に通知するほか、当社ホームページ上で公開する。

附則

- 1 主管は取引管理部とする。
- 2 2023 年 10 月 25 日に制定し、2023 年 10 月 25 日から施行する。